

岩沼市都市公園条例の一部を改正する条例

岩沼市都市公園条例（昭和 48 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 号の表を次のように改める。

区分		使用料	
		単位	金額
電柱、電線 その他これ らに類する 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	570 円
	第 2 種電柱		870 円
	第 3 種電柱		1,200 円
	第 1 種電話柱		510 円
	第 2 種電話柱		810 円
	第 3 種電話柱		1,100 円
	その他の柱類		51 円
	共架電線その他上空に設ける 線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
	地下に設ける電線その他の線 類	3 円	
公衆電話所		1 個につき 1 年	1,000 円
水道管、下 水道管、ガ ス管その他 これらに類 する物件	外径が 0.07 メートル未満 のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	21 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		30 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		45 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		61 円
	外径が 0.2 メートル以上		91 円

	0.3メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの		610円
上空に設ける通路		占有面積1平方メートルに つき1年	900円
地下に設ける通路			540円
その他の通路			1,000円
競技会、集 会、展示会、 博覧会その 他これらに 類する催し のために設 けられる仮 設工作物	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルに つき1日	18円
	その他のもの	占有面積1平方メートルに つき1月	180円
標識		1本につき1年	810円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事 用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事 用材料		占有面積1平方メートルに つき1月	180円
その他のもの		占有面積1平方メートルに つき1年	1,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。